（犯罪捜査規範の一部改正）

第五条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	改正後
第二号 通貨偽造事件検挙報告書 令和　年　月　日 警察本部長名 科学警察研究所長　殿 被疑者住所、氏名 年齢 性別 国籍 事件名 犯罪の年月日、場所その他事件の概要 製造方法その他参考事項 偽造通貨の種類 符号 枚数 その他 備考	第二号 通貨偽造事件検挙報告書 平成　年　月　日 警察本部長名 科学警察研究所長　殿 被疑者住所、氏名 年齢 性別 国籍 事件名 犯罪の年月日、場所その他事件の概要 製造方法その他参考事項 偽造通貨の種類 符号 枚数 その他 備考